ら一の四二まで・一の六二・一の六三・一の八一から一の八五まで（以上二十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一から一の一三まで、一の一六から一の一九まで、一の二二、一の二三、一の二八、一の二九、一の三三、一の四四から一の四六まで、一の五六から一の六一まで、一の六六、一の七六、一の七七、一の八〇、一の八八、一の九〇、字馬洞二八から三〇まで、字平山一一の一（次の図に示す部分に限る。）、津具字五六　一の三七、字麓二〇、二一の一、大名倉字茂平当一の三三（次の図に示す部分に限る。）、神田字明治一の三、字保六　二五の二、田峯字段戸一の三一、一の四二、一の四三、一の四四（次の図に示す部分に限る。）、一の四五、一の四六、一の四八から一の五〇まで、一の六三、一の六四、一の六六、一の六七、一の九六から一の九九まで、一の一〇一、一の一〇五、一の二〇九、一の二八八、豊根村古真立字万場一・三・四・八の一・八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八の三、九の二、字ノダ向一一・一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の一、一二、一五、一七、三沢字用谷山一、一の一、二、三の一、三の二、字明金二一の一（次の図に示す部分に限る。）、字峯四、五、五の一、五の二、六の一、六の二、七の三、七の五、七の七から七の九まで、八、九、一三、一四、一五の四、一五の八、一五の一〇、字池ノ嶋一七、一八、一八の一、一八の二、坂字場字嶺二七の四、二七の一〇（次の図に示す部分に限る。）、下黒川字小屋ノ沢二二、二三、二四の三、二五から三〇まで、三一の一、三一の二、四一から四四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字万場八の一（次の図に示す部分に限る。）、字用谷山二・三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字峯七の七・七の九・八・一五の八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字本沢六の四、六の七から六の一一まで、字泥沢二二の四二、二二の四三、字白鳥二の一、字瀬沢四九の一、五〇の一、五〇の二、五一の一、五一の三、五一の五八、川向字滝壺一〇の一、字モロダ三、四、東納庫字大野山一の七四、一の八一、一の八二、一の八七、一の八八、一の一一五、字福島五の一、八橋字細畑一の一一、字大野二の八八、二の八九、豊邦字豊詰七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字神谷沢五（次の図に示す部分に限る。）、豊根村三沢字倉畑一〇の一・一〇の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一、一二の二、一二の三、一三、一四の一から一四の三まで、字上舟ノ沢一九の一、一九の三、二六の一、二六の三、二六の四、二七の三、二七の五、二七の七、字下舟ノ沢二八の四、二八の六、二八の七、二九の三、三〇から三二まで、三〇の一、三二の一、三二の二、三三の一、東栄町大字奈根字向山二四（次の図に示す部分に限る。）、二五、七〇の六、字中在家八〇、八〇の二、大字本郷字諸久保二〇、二七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市大野瀬町ネサキ二三の三、二六、二七、中ギリ三二の六、三三の七、三三の一、三四、三五、三六の二、三六の三、三七から四二まで、四三の一、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六、ホンボラグチ二六、二七の一、二八、二九、三一、三二、三三（次の図に示す部分に限る。）、日カゲ四七から四九まで、五〇の一、五〇の三、タカウセ四の一、四の三から四の五まで、九の三、九の四、一七、二二の二、二六の二、ヒロノ二四の一、二四の二、二五、二六、二七の一、二七の二、二八の一から二八の三まで、ヤシロジマ一三の五から一三の七まで、二四の一、二五の三から二五の五まで、二五の七、二五の一〇、二五の一三、二五の一六、ワゴ一五の二、一八、一九の二、一九の七、二〇の六、タカノヒラ三の三、三の五、四、六の一、七、一八、三二、三三の一、三四、三五、三九の一、四〇、四三、タキノ沢二七の一、二八の一、タシロ一五、一六、長渕二五の一、二六の一、二七、三三、三四、三六、三七の一から三七の三まで、ネヨリソト四の二、九の二、一〇、一一、一二の一、ノブクリ八の一、八の二、ミミスリ山三三の一、ミヤノコシ三九、四〇、ニホンギ一三の一、一七の一、一八、一九、タカ子三四の一、三四の二、三五の一から三五の三まで、猫ノ平一九の二から一九の四まで、二〇の一、二〇の二、二一の一から二一の五まで、二二、二三の二、日ヨモ四五の六、四七の一、六六、ミヤノ洞四六、四七、四七の一、五〇の二、六二の二、フカダワ一の一、一の二、ミヤノマエ三〇、三一、三六、三七の二、四二から四五まで、四六の一、四六の二、ムカイ七の一、八の二、一二、ホラ二の二、二の五、五の一、五の二、六の一、六の三、七の一、七の三、七の五、一七の一、一七の二、一八、ヤマナカ四の一、四の二、五、六の一、六の二、七の一から七の三まで、八の一、八の二、九の一から九の三まで、タイラ一六の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市只持字塩澤一から五まで、字クリノタハ一から五まで、二の一、一五、一八、一九、字大立一・二・五・六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、中島字土合沢一の一、一の四、一の五、字名地一から七まで、八（次の図に示す部分に限る。）、字中ノ川原一・三・五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二、四、字紅石二・四から六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一、三、玖老勢字平治沢七から一〇まで、一三から二一まで、一八の一、一八の二、二六から三五まで、三七の一、三八、三九、四一、字大立一の一（次の図に示す部分に限る。）、一色字川張澤一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三、六、一一、一四、字峯山二・九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八、字神田久保二八、三〇、字棒川九九、字道上三一、字宮ノ根一五、二一の一、塩瀬字山中一三の四・一三の五・一三の一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五、六の一、六の二、七の一、七の二、一三の一、一三の三、一三の六から一三の一まで、副川字立谷一〇から一八まで、一九の一、一九の二、二〇から二八まで、三〇の一、三一の一、字立谷入八から一〇まで、一二、一三の一、一四から一七まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）